

海外の公園事情

27

米国の国立公園における自然資源管理 (前編)

鈴木 涉

(環境省自然環境局自然環境計画課)

平成十五年三月から平成十七年三月までの二年間、(独)国際協力機構の「海外長期研修員制度」により、米国の国立公園局及び魚類野生生物局において研修する機会を得た。勤務地は、ケンタッキー州のマンモスケイブ国立公園、カリフォルニア州のレッドウッド国立州立公園、及びワシントンD.C.の魚類野生生物局国際課である。本研修の成果のうち、米国の国立公園における自然資源管理について、前後編二回に分けてご紹介したい。

米国の保護地域の概要

米国の代表的な保護地域には、内務省国立公園局の管理する国立公園システム (National Park System) と内務省魚類野生生物局

が管理する国立野生生物保護区システム (National Wildlife Refuge System) がある。これらは、米国には農務省森林局、内務省公有地管理局、国防総省などの管理する連邦政府所有地がある。

米国の保護地域政策は、一言でいえば「ごく小さい割合の資源を手付かずで次世代に残していく」ということである。例えば、木材生産を目的としている国有林 (National Forest) の面積は国土の約八バーセント、牧畜や鉱物採掘が認められている公有地管理局の管理地は同一バーセント程度を占めるのに対し、国立公園システム (National Forest) の面積は国土の約三九三億円、後者が一、三九三億円である。魚類野生生物局予算は、管理する保護地域の面積が国立公園局よりも大きい上、絶滅危惧種対策など、保護区域以外の予算を含むにもかかるらず、国立公園局の予算額の半分強程度しかない。一方、狩猟許可料金 (魚類野生生物局の販売代金) が確保している割合が高く、それが前述の高い特別会計予算依存率としてあらわれている。

米国の国立公園システムの概要

○国立公園システムの概要
国立公園局が管理を行う個々の公園地は「国立公園ユニット」と呼ばれ、そのような公園地により構成される体系的な保護地域のシステムが「国立公園システム」である。国立公園局が管理している国立公園ユニットには、国立公園、国立史跡、国立レクリエーション地、国立森林等、多様な保護地域がある。(表1参照)。国立公園ユニットの種別や名称は、連邦議会により個別に制定された法律、もしくは一九〇六年の遺物保存法 (Antiquities Act of 1906) に基づき、大統領が布告することにより決定される(後者の場合には、「国立記念物公園 : National Monuments」として指定される)。二〇〇四年現在、国立公園システムに属する国立公園ユニットは三八八カ所あり、うち国立公園は五六カ所である(表2・二一頁参照)。国立公園局は、設立された国立公園ユニットそれぞれについて総合基本計画 (General Management Plan; GMP) を策定し、それに基づき国立公園を管理

テーマ (三・五パーセント) 及び国立野生生物保護区システム (三・九パーセント) の割合はいずれも四パーセント未満にとどまっている。しかし、割合は小さいとはいえる。同時に、国立公園自体が大きいために、それぞれの保護区システムにより守られている生態系の質は高い。

ちなみに、国立野生生物保護区システムの総面積 (三八万四、三九五平方キロメートル) は、日本の国土面積 (三七万七、八七三平方キロメートル) を上回っている。

国立公園システムの総面積は日本の国土面積より若干小さいものの、それでも面積は三三万九、八〇六平方キロメートルもある。

国立公園局と魚類野生生物局の予算額は、前者が二、三七二億円、後者が一、三九三億円である。魚類野生生物局予算是、管理する保護地域の面積が国立公園局よりも大きい上、絶滅危惧種対策など、保護区域以外の予算を含むにもかかるらず、国立公園局の予算額の半分強程度しかない。一方、狩猟許可料金 (魚類野生生物局の販売代金) が確保している割合が高く、それが前述の高い特別会計予算依存率としてあらわれている。

国立公園局と魚類野生生物局の比較

○国立公園局の概要
内務省国立公園局は、米国の国会議会での審議を経て公園が設立されることが一般的であることが、地元関係者、自然保護系の非営利団体などによる政治活動が國立公園の設立の原動力となる場合が多い。

利用者数は、国立公園システムが年間二億六、〇〇〇万人程度であるのに対し、野生生物保護区システムは四、〇〇〇万人程度である。公園もしくは保護区管理費用に限って比較してみると、一ヘクタールあたりの管理費用は、国立公園局が五、二〇〇円程度であるのに対し、魚類野生生物局では、一人あたり一万三、九八一ヘクタールもしくは保護区管理費用を負担する。公園もしくは保護区管理費用に限って比較してみると、一ヘクタールあたりの管理費用は、国立公園局が五、二〇〇円程度であるのに対し、魚類野生生物局では、一人あたり一万三、九八一ヘクタールもある。

職員数は、国立公園局が二万五七四名であるのに対し、魚類野生生物局は九、七九三名とその半分にも満たない。魚類野生生物局の職員のうち保護区管理に充てられた定員は二、九六三名 (維持管理担当職員を除く) である。職員も満たない。魚類野生生物局は、あるのに対し、魚類野生生物局は三四パーセントにものぼる。

表1 国立公園ユニットの主な種別

番号	国立公園ユニットの種別	備考
	国立公園ユニットの名称に用いられている種別の例(※1)	
1	国立公園 (National Park)	
2	国立記念物公園 (National Monument)	
3	国立保護区 (National Preserve)	
4	国立史跡 (National Historic Site)	
5	国立歴史公園 (National Historic Park)	
6	国立記念物 (National Memorial)	
7	国立戦場 (National Battlefield)	
	国立戦場 (National Battlefield)	
	国立戦場公園 (National Battlefield Park)	
	国立戦場 (National Battlefield Site)	
	国立軍事記念公園 (National Military Park)	
8	国立墓地 (National Cemetery)	(※2)
9	国立レクリエーション地域 (National Recreation Area: NRA)	
10	国立海岸 (National Seashore)	
11	国立湖岸 (National Lakeshore)	
12	国立河川 (National River)	
	国立河川 (National River)	
	国立景観河川 (National Scenic River)	
	国立原生景観河川 (National Wild & Scenic River)	
13	国立パークウェイ (National Parkway)	
14	国立トレイル (National Trail)	
	国立歴史トレイル (National Historic Trail)	
	国立景観トレイル (National Scenic Trail)	
15	その他	
	国際史跡 (International Historic Site)	

*1: 実際に用いられている種別の例。特に「15その他」にはさまざまな種別名称の公園が含まれる。

*2: 種類であり個別の国立公園ユニットの名称ではない。

一九九六年の国立公園局管理改善法 (National Park Service Administration Reform Act of 1996) では、初めて国立公園局長

が入場料金などの特別会計は魚類野生生物局の方が圧倒的に多い。特別会計の占める割合は、国立公園局が一・一パーセント程度であるのに対し、魚類野生生物局は、あるのに基づき国立公園を管理し、それに基づき国立公園を管理

する。このように、米国では連邦議会での審議を経て公園が設立されることが一般的であることが、地元関係者、自然保護系の非営利団体などによる政治活動が國立公園の設立の原動力となる場合が多い。

○国立公園局の概要
内務省国立公園局は、米国の国会議会での審議を経て公園が設立されることが一般的であることが、地元関係者、自然保護系の非営利団体などによる政治活動が國立公園の設立の原動力となる場合が多い。

内務省は、國立公園局の他、魚類野生生物局、土地管理局などの連邦政府の所有地を管理する内局がある。同じく内局であるインディアン局の管轄地域を含めると、実に米国の約五分の一に相当する五・〇四億エーカー (約二億ヘクタール)、日本の国土の約五・四倍) の土地を管理していることになる。

